

第10回吹田市政策会議開催結果について

日時:平成30年1月25日(木)10時00分～11時00分

場所:特別会議室(本庁舎高層棟4階)

政策会議構成員8名の出席

(市長、春藤副市長、池田副市長、総務部長、行政経営部長、市民部長、都市魅力部長、学校教育部長)

○案 件 名	○担当及び関連する部局名
企業立地促進条例等改正案について	都市魅力部(地域経済振興室)
○審議内容と結果	
【案件概要】 企業立地促進法の改正を受け、企業立地促進条例等を改正し、支援要件の見直し、対象業種の表記変更及び対象地域の表記変更と拡充を行い、企業誘致の継続・促進を図るものです。	
【所管部の考え方】 企業立地促進条例は吹田市産業振興条例における産業施策の方針にある企業誘致を担う制度です。 本市産業振興において重要な位置付けにある企業誘致を継続・促進するためには、企業立地促進法の改正に対応し、大阪北部産業集積形成基本計画の期間終了に伴う承認制度の活用と対象地域及び対象業種の指定を行う改正が必要であると考えます。	
【審議事項】 現制度で連携している3つの承認制度(大阪北部産業集積形成基本計画における「企業立地計画」、「事業高度化計画」、中小企業新事業活動促進法に基づく「経営革新計画」)の活用と基本的に現制度の対象地域及び対象業種を引き継ぎ、新たに一部対象地域の追加と対象業種の一部削除をする内容で、改めて本市が独自に対象地域及び対象業種の指定を行うことについて御審議をお願いするものです。	
【審議結果】 都市魅力部地域経済振興室より、資料に基づき、審議事項について説明があり、その後質疑応答を行った。 質問・・・今回の条例改正は、法律の改正によるものか。 回答・・・現行は、国の企業立地促進法に基づく大阪北部産業集積形成基本計画に吹田市の企業立地促進条例がぶら下がっているような状態であり、今回の法改正により、そのよりどころがなくなってしまうため、これを契機に内容の整理を行い、企業誘致の継続・促進を図るものである。 質問・・・企業立地促進条例の適用による今年度の実績と、今後の見込みはどれくらいあるか。 回答・・・今年度の実績については、奨励金交付が3件あり、さらに今年度中に2件の奨励金交付対象者の認定見込みがある。来年度以降の見込みについては、12事業者ある。 質問・・・企業立地促進条例の市外事業者へのこれまでのPR方法はこういったものがあるか。 回答・・・大阪府の企業誘致関連部署や商工会議所との連携、企業誘致を専門にしている国の外郭団体との情報交換等を行ってきた。 質問・・・施行規則の改正案にある、対象地域の「吹田西部・南部地域(江坂町、広芝町、西御旅町、東御旅町、岸部南等の区域内の・・・)」の「等」はどの地域を指すか。 回答・・・資料2の地図上の点線部分である。 質問・・・事業者はどうやってその内容を認識するのか。 回答・・・事業者からの問合せに対して、担当者がその内容を説明する。 質問・・・規則に「等」の詳細を明記すべきでないか。 回答・・・規則レベルでどこまで縛るかという点で難しいと考える。事業者への説明をきちんと出来るよう努めていく。 質問・・・今回、専門サービス業が対象業種から外れたが、もともと入れていた理由は何か。 回答・・・大阪北部産業集積形成基本計画に入っていたためである。 質問・・・情報通信業はなぜ入らないのか。 回答・・・そのほぼ全てが賃貸でオフィスビル等に入居している事業者であり、検討はしたが、支援要件を満たすことが困難でニーズがないと判断した。 意見・・・例えば税務部の視点で考えると、本社誘致による償却資産に係る固定資産税が入ってくるという点が見えてくる。そういった広い視点も必要である。 質問・・・全ての対象地域について、見込みはあるのか。 回答・・・ある。企業訪問等をする中で、事業者から前向きな話が出ている。 意見・・・法律が改正され、廃止という選択肢もある中、事業を継続するからには、その目的を立てながら効果的な条例の運用に努めてほしい。 質問・・・今回の改正内容は、対象業種と対象地域の整理や用語の整理等テクニカルなもので、企業立地促進条例が企業誘致を担う条例であるという趣旨は変わらないか。 回答・・・変わらない。 質問・・・地域未来投資促進法の活用における吹田市の市税の持出しはあるのか。 回答・・・現状は吹田市の持出しはないと考えている。 指示・・・企業誘致に対する吹田市のスタンスが変わったと誤解されないよう、地域未来投資促進法の適用要件を市民にきちんと説明するように。 まとめ・・・本案件は承認された。今回の会議で出された意見を踏まえて、手続きを進めること。	